

## 尼崎市立大庄中学校部活動に係る活動方針

尼崎市立大庄中学校の部活動は、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次のとおり方針を定め、活動する。

### 1 組織及び運営

- (1) 原則として複数顧問制とし、顧問全員が参加する「部活動推進委員会」を組織し部活動の運営に当たる。
- (2) 尼崎市立中学校部活動の方針によらない更衣場所等の事柄については、「部活動推進委員会」において協議する。

### 2 活動

#### (1) 活動時間

- ① 平日 2 時間程度、土・日曜日等の休業日は 3 時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加については、大会の要項や申し合わせに沿って活動しこの限りではない。
- ② 長期休業中の活動についても、適切に休養日を設けるものとする。また、合宿や強化練習を計画する場合には、適切に休憩時間を設ける等、生徒及び顧問の健康安全に十分配慮すること。

#### (2) 休養日

- ① 各部においては、週あたり 2 日以上 of 休養日を設ける。  
(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれ 1 日以上設定する)
- ② 土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、事前に学校長の許可を得た場合について休養日を他の日に振替ることができる。
- ③ 学校閉鎖期間 (8 月 11 日~17 日)、年末年始休業 (12 月 29 日~1 月 3 日) は原則、活動を休止し、オフシーズンの確保に努めるものとする。

#### (3) その他

- ① テスト期間中 (テスト 1 週間前~テスト最終日の前日) は原則、「ノー部活デー」とする。ただし、大会が間近に迫っている等、活動する必要がある場合には、事前に学校長の許可を得た場合について活動することができる。
- ② 平日の朝練習については、各部の状況により実施できるものとするが、生徒の体調等安全には十分留意すること。
- ③ その他、尼崎市立中学校校長会申し合わせ事項による。